

○総務省令第百十四号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十一条、第百二十一条及び第百二十二条の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十七日

総務大臣 新藤 義孝

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十三条」の下に「・第百二十三条の二」を加える。

第百二十三条第一項中「移動受信用地上基幹放送」の下に「（デジタル放送の標準方式第四章第二節及び第三節に定める放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「中継局」を「放送局」に改め、「除く。」の下に「及び当該放送局の送信設備」を加え、同条第四項中「中継局」を「放送局」に改め、「中継回線設備」の下に「及び当該放送局の送信設備」を加え、同条第五項中「超える中継局」を「超える放送局」に、「非再生中継方式の中継局」を「非再生中継方式のもの」に改め、「除く

。）」の下に「及び当該放送局の送信設備」を加え、同条第六項中「中継局」を「放送局」に改め、同条第七項から第九項までを削り、同条を第二百二十三条の二とし、第四章第五節第一款第四目中同条の前に次の一条を加える。

第二百二十三条 第二百五条第二項、第一百十二条及び第一百五十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

2 第二百四条、第一百七条第三項、第一百八条、第一百十二条第二項及び第一百五十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）及び当該放送局の送信設備について適用しない。

3 第一百一十一条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の放送局のうち高速自動車国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第一号の高速自動車国道をいう。以下この項において同じ。）又は高速自動車国道のサービスエリア若しくはパーキングエリア（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第十三号又は高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十

九号) 第十一条第二号に規定する施設をいう。) に設置されるものへの送信に係る中継回線設備(人工衛星に設置されるものを除く。) 及び当該放送局の送信設備について適用しない。

4 第四百四条及び第四百六条から第四百十四条までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の放送局への送信に係る中継回線設備(人工衛星に設置されるものに限る。) について適用しない。

5 第四百七条第三項及び第一百五十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超え五〇〇ワット以下の放送局への送信に係る中継回線設備(人工衛星に設置されるものを除く。) 及び当該放送局の送信設備について適用しない。

6 第四百六条、第四百七条及び第四百九条から第四百十四条までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超え五〇〇ワット以下の放送局への送信に係る中継回線設備(人工衛星に設置されるものに限る。) について適用しない。

7 第四百五条第二項及び第一百五十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力五〇〇ワットを超える放送局への送信に係る中継回線設備(人工衛星に設置されるものを除く。) 及び当該放

送局の送信設備について適用しない。

8 第二百五条第二項、第百六条、第百七条及び第百九条から第百十四条までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力五〇〇ワットを超える放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。

第二百二十五条第三項中「無線設備にあつては、」の下に「デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を行うものであつて空中線電力五〇〇ワットを超えるもの並びに同章第二節及び第三節に定める放送を行うものであつて」を加え、「三ワットを超えるもの」を「三ワット」に、「の中継局」を「の放送局」に、「五〇ワットを超えるもの」を「五〇ワット」を超えるものに改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。